

令和5年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導

障がい児通所支援事業等における運営上の留意点について

令和5年6月

福島県こども未来局児童家庭課

目次

- 1 人員配置について
- 2 人員欠如減算について
- 3 定員超過減算について
- 4 各種加算について（児童指導員等加配加算）
- 5 個別支援計画について
- 6 減算について
- 7 送迎バスの安全装置設置について
- 8 虐待について
- 9 不正請求について
- 10 最後に

1 人員配置について

【基準上必要な職員】

- 1 管理者
- 2 児童発達支援管理責任者・・・1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
- 3 児童指導員又は保育士・・・1人以上は常勤（「障害福祉サービス経験者」はR5.3をもって廃止）
 - 利用児童※が10人まで → 2人 ※利用児童とは1日に利用する児童の合計数
 - 利用児童が11～15名 → 3人
 - 利用児童が16～20名 → 4人

※3の注意事項

注1 1人以上は常勤（この1人以外は提供時間帯を通じて勤務していれば1人とカウント）

注2 児童指導員の要件は、

- 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学を修めた者
- 教員免許所持者
- 高卒以上で児童福祉事業に2年以上従事した者 等

強度行動障害支援者研修修了者は児童指導員の要件ではない（児童指導員等加配加算の「児童指導員等」には該当）。

注3 提供時間を通じて利用児童数に応じた職員を配置する必要あり（この職員が休憩時は別の児童指導員又は保育士を配置する必要あり）。

注4 定員を超えて受け入れると基準上必要な職員が増える。

（例：定員10人で1日12人受け入れた場合、児童指導員又は保育士が3名必要）

2 人員欠如減算について

1 児童発達支援管理責任者欠如減算

(欠如した翌々月から解消されるに至った月まで減算。)

減算適用される1~4月 → 70%に減算

5月以降 → 50%に減算

2 サービス提供職員（児童指導員又は保育士）欠如減算

(1割を超えて欠如→翌月から、1割以内→翌々月から解消されるに至った月まで減算)

【1割の考え方】

① 1月当たりの必要人数（定員10名の場合） $2名※ \times 営業日数$

※提供時間帯を通じて勤務している人数

② ①により算出された人数から1割を超えて欠如した場合、翌月から減算

例1 定員10名、営業日数21日の場合

① 必要人数 $2名 \times 21日 = 42人$

② 1割（4.2人）を超えて欠如（37名以下）の場合減算。（1人不足の日が5日で減算）

例2 定員10名、営業日数21日で、7日間定員1人超過（11人受入）した場合

① 必要人数 $2名 \times (21 - 7)日 + 3名 \times 7日 = 49名$

② 1割（4.9人）を超えて欠如（44名以下）の場合減算。（1人不足の日が5日で減算）

3 定員超過減算について

1 1日あたりの利用実績における減算（当該1日について、全員分70%に減算）

【定員50人以下の場合】

1日の利用児童数が定員の150%（定員10名の場合15人）を超える場合

2 過去3月間の利用実績における減算（当該1月間について、全員分70%に減算）

【利用定員11人以下の場合】

「直近の過去3月間の利用児童数の延べ数」平均値が、「利用定員+3」を超える場合。

例 定員10名、1月の開所日数がどの月も21日の場合

$(10人 + 3) \times 21日 \times 3月 = 819人$ （受入可能延べ利用児童数）

⇒ 3月間の総延べ利用児童数が819人を超える場合に減算となる。

【利用定員12人以上の場合】

「直近の過去3月間の利用児童数の延べ数」が、「利用定員×開所日数の125%」を超える場合。

- 災害直後等、必要な児童指導員等が確保できない場合など、合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準のまま、定員超過することもやむを得ないこととされています。

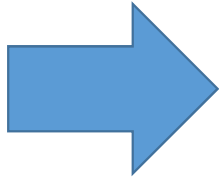
4 各種加算について（児童指導員等加配加算）

人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類に応じて加算する。

・加配されているかどうかは常勤換算の方法で判断する。常勤換算で1.0名以上の従業者が加配されていれば算定可能。

【具体例】定員が10名までの事業所

→ 直接支援を行う従業者が常勤換算3.0名以上配置されていれば算定できる。

保育士	→ 常勤換算1.0名		児童指導員
児童指導員	→ 常勤換算1.0名		又は保育士で
児童指導員	→ 常勤換算1.0名		算定できる

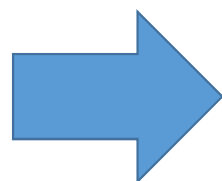
4 各種加算について (児童指導員等加配加算)

注

利用定員を超える受け入れを行った場合、基準上必要となる人員が増えるので、この日は児童指導員等加配加算は算定できない。

定員10名で11名受け入れ → 児童指導員又は保育士が3名必要

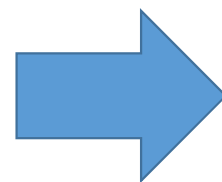
保育士 → 常勤換算1.0名
児童指導員 → 常勤換算1.0名
児童指導員 → 常勤換算1.0名



児童指導員等加配加算は算定できない。

有給休暇等で児童指導員又は保育士を2名配置できないときは、加配の職員を基準上必要となる人員に充てることとなるので、児童指導員等配置加算は算定できない。

保育士 → 常勤換算1.0名(休み)
児童指導員 → 常勤換算1.0名
児童指導員 → 常勤換算1.0名(加算要員)



児童指導員等加配加算は算定できない。

5 個別支援計画について

【過去の不適切な事例】

- ① 個別支援計画が作成されていない。
- ② 事業所・施設の職員が個別支援計画を知らない（見ていない、理解していない）。
- ③ 児童発達支援管理責任者が一人で作成している。
（児発管は、原案を作成後、直接支援職員等を招集した会議（テレビ電話等可）を開催し、意見を求めなければならない。）
- ④ 直接支援職員等を招集した会議の記録が残されていない。
- ⑤ 個別支援計画の作成にあたり保護者へ説明をしていない。
- ⑥ 個別支援計画の内容について保護者の同意を文書で得ていない。
- ⑦ 完成した個別支援計画を保護者へ交付していない。
- ⑧ 個別支援計画の見直しがされていない。（少なくとも6月に1回は見直しが必要）

【個別支援計画未作成減算について】

- 減算の対象
 - 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合
- 減算の割合
 - 対象となる児童について30%減算
（不適切な状況が3月以上続いた場合は50%減算となる。）

6 減算について

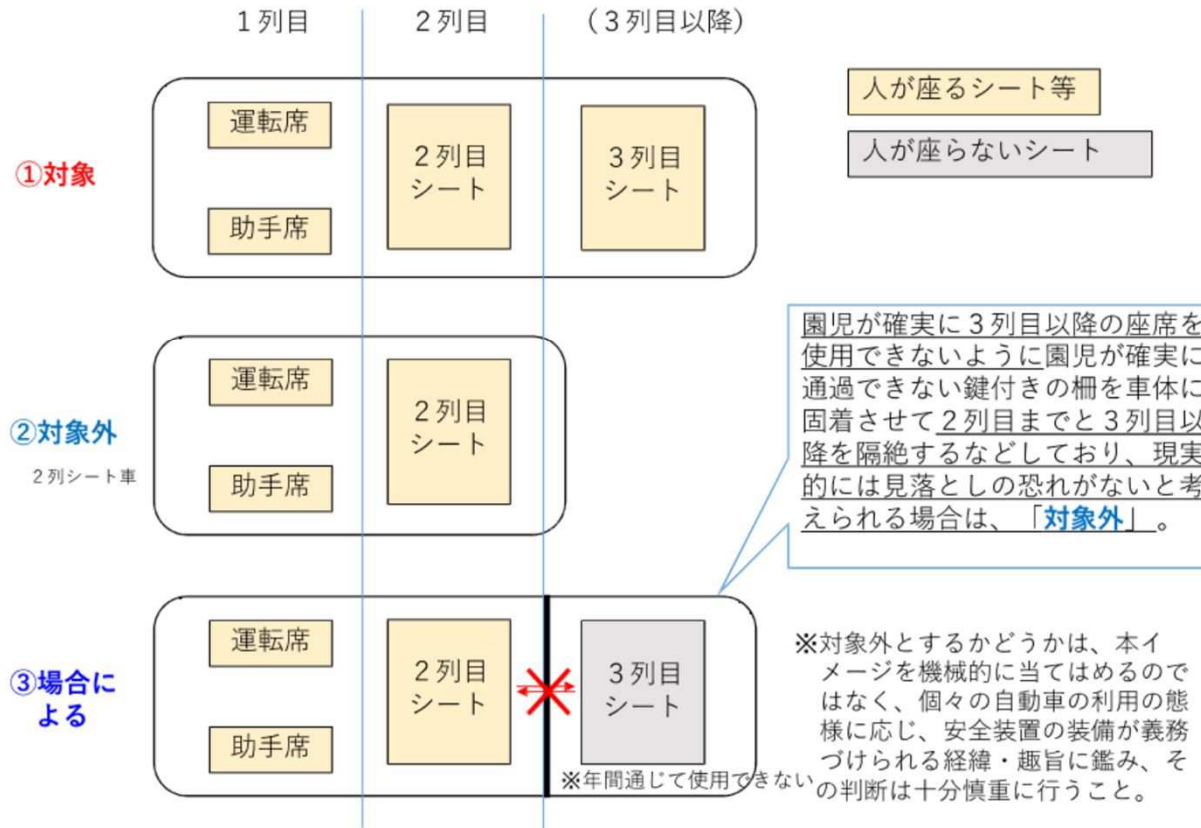
【減算の種類】

- 定員超過利用減算
- サービス提供職員欠如減算
- 児童発達支援管理責任者欠如減算
- 個別支援計画未作成減算
- 自己評価結果等未公表減算
- 開所時間減算
- 身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から減算） など

基準通り実施してほしいものに、減算というペナルティを定めている。

7 送迎バスの安全装置設置について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



8 虐待について

○さくら保育園の事例（静岡県裾野市）

3人の保育士が

- 泣いている園児の姿を個人携帯で撮影。
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる。
- 足をつかみ宙づりにする。
- 寝かしつけた園児に対し「ご臨終です」という。
- 容姿を馬鹿にした呼びかけ（ブス、デブ等）を言う。
- カッターナイフを見せ脅す。

などを行いました。この保育士3人は検察庁に送検された。

虐待に対する世間の目は年々厳しくなっている

9 不正請求について

令和5年2月13日(月)
福島県児童家庭課

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の 指定の効力の全部停止について

下記の事業者について、児童福祉法第21条の5の24の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の効力の全部停止処分を行ったので、お知らせします。

記

- 1 対象事業者
株式会社 [REDACTED]
- 2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス
 - (1) 事業所名 [REDACTED]
 - (2) 所在地 [REDACTED]
 - (3) サービスの種類 放課後等デイサービス
- 5 処分年月日 令和5年2月10日
- 6 処分内容 指定の効力の全部停止(利用者の受入停止3か月)
- 7 処分期間 令和5年4月1日から令和5年6月30日まで
- 8 処分理由
 - (1) 児童福祉法第21条の5の24第1項第8号(不正の手段による指定申請)
事業開始前より児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置できる見込みがないことを知りながら指定申請を行い、不正に指定を受けた。
 - (2) 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号(不正請求)
児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置していない状態で、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず、令和元年7月から令和2年10月まで、約1,572万円(うち障害児通所給付費約1,549万円)を不正に請求し、受領した。
※ 額は現時点での確認額です。

10 最後に

- 「虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。」(H28.6.20付け厚生労働省事務連絡)
- 事業所は決して密室の空間ではなく、職員、児童、保護者、業者、行政職員が出入りしたり関与したりする開かれた場所。
 - 不正を表沙汰にしないようにすることは難しい場所
- 不正は、最終的には高い代償を支払うことになり、児童、職員多くの人に迷惑をかける結果となる。

ご留意いただきますようお願いいたします。